

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」に対する
意見聴取について

このことについて、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部が改正され、この中で介護医療院が介護保険施設に追加されました。

介護医療院に係る北海道基準条例は、平成30年4月に施設に関する基準条例を施行したところですが、平成30年度において国の基準省令の経過措置を適用している人員、設備、運営に関する基準を追加するため、次のとおり、「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の考え方を取りまとめたところです。

つきましては、貴職から御意見を伺いたいのでお忙しいところ大変恐縮ですが、御意見があれば御提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 条例の名称

「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

2 条例案等について

- (1) 「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の概要
- (2) 別紙1「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の考え方
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）～抜粋
- (4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
～官報
- (5) 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例及び施行規則

3 意見書様式

別紙「意見提出様式」のとおり

4 提出期限

平成30年7月13日（金）

5 提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課（担当：諏訪）
FAX：011-232-1097
電子メール：suwa.masanori@pref.hokkaido.lg.jp

※ 提出方法につきましては、郵送・FAX・電子メールいずれの方法でも構いません。

6 その他

今回、いただいたご意見等を踏まえた条例案の素案を策定した上で、道民の皆様から広く御意見を伺うため、別途、パブリックコメントを実施します。

【参考】パブリックコメントに係る施設運営指導課ホームページアドレス
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/index.htm>)

福祉局施設運営指導課事業指定グループ
主査（介護）担当：諏訪
TEL：011-204-5935（直通）
FAX：011-232-1097
MAIL：suwa.masanori@pref.hokkaido.lg.jp

意見提出様式

案 件 名	「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」
氏 名 団体等名	
住 所	〒
電 話 番 号 担当者名 (※)	

ページ・条項名 (条番号)	御 意 見	理 由

※ 団体等の場合に記載してください。